

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			支援を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護-看護職員の員数が基準に満たない場合又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が整備されていない場合	単独型介護予防短期入所生活介護を行う場合	生活相談員配置等加算	生活相談員配置等加算	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 《従来の個室》	要支援1 (474 単位)												
		要支援2 (399 単位)													
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 《従来の個室》	要支援1 (474 単位)												
		要支援2 (399 単位)													
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 《ユニット型個室》	要支援1 (595 単位)	×97/100	×70/100	×70/100									
		要支援2 (524 単位)													
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 《ユニット型個室》	要支援1 (595 単位)												
		要支援2 (524 単位)													
ハ 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))															
ニ 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)															
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)															
ホ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)															
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)															
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															
ヘ 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)															
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)															
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)															
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)															
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)															
ト 介護職員等特定処遇改善加算 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×27/1000)															
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)															

：「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。  
※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	注			
		若動を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定数を超える 場合	医師、看護員、 介護職員、 理学療法士、 作業療法士が 資格要件に 満たない場合	常勤のユニ ットリーダーモ ジュールに配置 していない等、 ユニットケアに 必要な体制が 整っていない場合	運動職員配置 加算	個別化/パーソ ンalize実施加算	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	認知症認知症 利用者受入加 算	在宅療養・在 宅療養支援機 能加算(Ⅰ)	在宅療養・在 宅療養支援機 能加算(Ⅱ)	利用者に対し て送迎を行う 場合		
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【基本型】	要支援1 ( 577 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日単位を 指す)	1日につき +120単位	1日につき +34単位		片道につき +184単位	
		要支援2 ( 721 単位)									1日につき +46単位			
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 619 単位)									1日につき +46単位		
		要支援2 ( 762 単位)												
	c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【基本型】	要支援1 ( 610 単位)									1日につき +34単位			
	要支援2 ( 768 単位)													
	d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 ( 658 単位)									1日につき +46単位			
	要支援2 ( 817 単位)													
	(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健>看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 581 単位)											
		要支援2 ( 725 単位)												
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 619 単位)											
		要支援2 ( 776 単位)												
	(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健>看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 581 単位)											
		要支援2 ( 725 単位)												
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 619 単位)											
		要支援2 ( 776 単位)												
(四) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 564 単位)												
	要支援2 ( 708 単位)													
	b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 598 単位)												
	要支援2 ( 752 単位)													
(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】	要支援1 ( 621 単位)	×97/100	×70/100	×97/100	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日単位を 指す)	1日につき +120単位	1日につき +34単位		片道につき +184単位	
		要支援2 ( 782 単位)									1日につき +46単位			
		b ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 669 単位)									1日につき +46単位		
		要支援2 ( 830 単位)												
		c 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	要支援1 ( 621 単位)									1日につき +34単位		
		要支援2 ( 782 単位)												
		d 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	要支援1 ( 666 単位)									1日につき +46単位		
		要支援2 ( 828 単位)												
	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健>看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)											
		要支援2 ( 810 単位)												
		b 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)											
		要支援2 ( 810 単位)												
	(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健>看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)											
		要支援2 ( 810 単位)												
		b 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)											
		要支援2 ( 810 単位)												
(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 608 単位)												
	要支援2 ( 764 単位)													
	b 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 608 単位)												
	要支援2 ( 764 単位)													

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 57単位を加算)
<b>③ 総合医学管理加算</b> (初期中に7日を限度に、1日につき275単位を加算)		
<b>④ 療養食加算</b> (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))		
⑤ 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
⑥ 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算)
	(二) 特定治療	
⑦ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
⑧ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×39/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×29/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×16/1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(三)の90/100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(三)の90/100)
⑨ 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×21/1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)

注 所定単位は、(1)から(9)までにより算出した単位数の合計

注 ①「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防給付給付療養費(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。



ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注		
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算		
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 519 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 ( 652 単位)							
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 ( 547 単位)						
		要支援2 ( 679 単位)							
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 ( 538 単位)						
		要支援2 ( 670 単位)							
	d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要支援1 ( 577 単位)							
	要支援2 ( 731 単位)								
	e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 ( 610 単位)							
	要支援2 ( 764 単位)								
	f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 ( 599 単位)							
	要支援2 ( 753 単位)								
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 461 単位)	×97/100						
	要支援2 ( 576 単位)								
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 526 単位)								
要支援2 ( 664 単位)									
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 ( 603 単位)							
	要支援2 ( 759 単位)								
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 ( 630 単位)							
	要支援2 ( 787 単位)								
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 ( 621 単位)							
	要支援2 ( 777 単位)								
(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 603 単位)								
要支援2 ( 759 単位)									
(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 630 単位)								
要支援2 ( 787 単位)									
(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 621 単位)								
要支援2 ( 777 単位)									
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(4) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)								
	(二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)								
(5) 特定診療費									
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)								
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)								
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)								

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)及び(2)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	病地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	病地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 331 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要支援2 ( 997 単位)						
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 941 単位)						
		要支援2 ( 1,099 単位)							
	一般病院	(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 762 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要支援2 ( 941 単位)						
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 926 単位)						
		要支援2 ( 1,021 単位)							
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 745 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
		要支援2 ( 912 単位)							
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 804 単位)						
		要支援2 ( 994 単位)							
	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 732 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
		要支援2 ( 896 単位)							
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 791 単位)						
		要支援2 ( 977 単位)							
	(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 671 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
		要支援2 ( 835 単位)							
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 780 単位)						
		要支援2 ( 940 単位)							
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 ( 577 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
		要支援2 ( 742 単位)							
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 ( 637 単位)							
		要支援2 ( 822 単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 961 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100	
			要支援2 ( 1,120 単位)						
		b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 961 単位)						
		要支援2 ( 1,120 単位)							
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 851 単位)					
			要支援2 ( 1,048 単位)						
		b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 851 単位)						
		要支援2 ( 1,048 単位)							

(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)	

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

